

電気通信事業法第 134 条第 1 項及び第 136 条第 1 項に規定する実地調査について

令和 4 年 6 月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」では、「目視」、「実地監査」、「定期検査・点検」、「常駐・専任」、「対面講習」、「書面掲示」「往訪閲覧・縦覧」の 7 項目のアナログ規制に関する法令の規定や運用を見直すこととされ、同年 12 月には個別の規制ごとに見直しに向けた工程表が公表されました。

また、「規制改革実施計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）においても、7 項目のアナログ規制の見直しについて、「工程表に基づき、着実に見直しを実施」と記載されています。

これらの決定に基づき、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 134 条第 1 項又は第 136 条第 1 項に基づき実地調査を実施する場合には、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施することも可能とすることとします。

<参考 1> 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）（抄）

第 134 条 認定電気通信事業者は、線路に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2（略）

第 136 条 認定電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が線路に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、総務大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2～3（略）

<参考 2> 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（デジタル臨時行政調査会 令和 4 年 6 月 3 日）

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/7f6adee4/20230314_policies_digital-extraordinary-administrative-research-committee_outline_01.pdf

<参考 3> 「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和 4 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会）

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/1c54acda/20230621_policies_digital-extraordinary-administrative-research-committee_itinerary_01.pdf

<参考 4> 「規制改革実施計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/230616/01_program.pdf